

## 自動車税等の見直しについて

政府・与党は平成31年度税制改正で、消費課税に関し自動車税をはじめとする車体課税等の見直しを決定しました。今回の税制改正のなかで関心が高い、注目点としてまとめました。

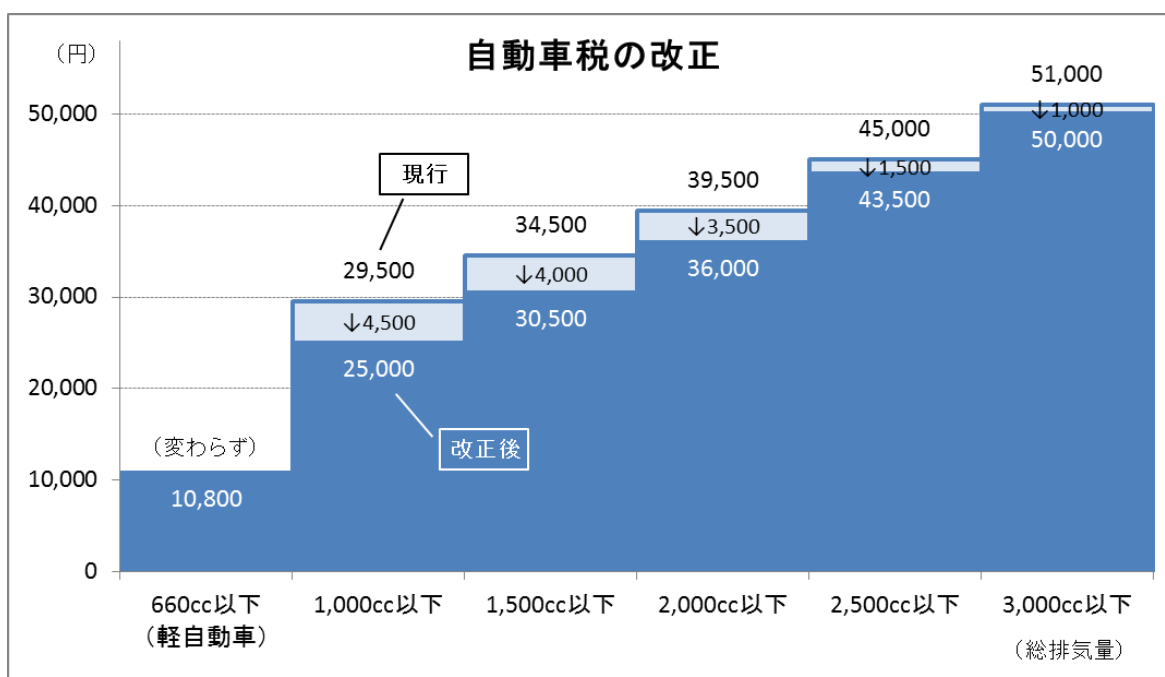
### ◆ 自動車税の改正(2019年10月1日より)

車を所有する人が毎年課税される「自動車税」を、排気量に応じて4,500円から1,000円の範囲で恒久的に引き下げます。ただし、660cc以下の軽自動車に対する「軽自動車税」は据え置かれます。

#### 〈自動車税種別割〉

自家用乗用車（三輪の小型自動車を除く。）に係る種別割の税率を次のとおりとし、2019年10月1日以後に新車新規登録を受けたものから適用する。

(総排気量)	現行	改正後
1,000cc 以下	29,500 円	25,000 円
1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500 円	30,500 円
1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500 円	36,000 円
2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000 円	43,500 円
2,500cc 超 3,000cc 以下	51,000 円	50,000 円
3,000cc 超 3,500cc 以下	58,000 円	57,000 円
3,500cc 超 4,000cc 以下	66,500 円	65,500 円
4,000cc 超 4,500cc 以下	76,500 円	75,500 円
4,500cc 超 6,000cc 以下	88,000 円	87,000 円
6,000cc 超	111,000 円	110,000 円



## ◆ 自動車取得税の廃止、および環境性能割の導入(2019年10月1日より)

消費税の増税に合わせ、自動車取得税(自動車取得価格の3%)を廃止し、替わって環境性能割を導入します。

環境性能割は、自動車取得税と同様に、自動車の取得時に課税されるものです。税率は自動車の環境性能により異なります。

〈自動車税環境性能割、および軽自動車税環境性能割〉 環境性能割＝取得価額(課税標準基準額×残価率)×税率			
対象車	税率		
	自家用登録車※	自家用軽自動車※	営業用
電気自動車・PHV等、および 2020年度燃費基準値より20%以上 燃費性能の良いもの	非課税	非課税	非課税
2020年度燃費基準値より10%以上 燃費性能の良いもの	1%	非課税	非課税
2020年度燃費基準値を満たすもの	2%	1%	0.5%
2015年度燃費基準値より10%以上 燃費性能の良いもの	3%	2%	1%
上記以外	3%	2%	2%

※2019年10月1日から2020年9月30日までの間に取得した自家用車は、税率を1%軽減

## ◆ その他

- ・ 環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車(登録車及び軽自動車)に係るグリーン化特例(軽課)の適用対象を、電気自動車等に限定する。なお、消費税率引上げに配慮し、2021年4月1日以後に新車新規登録等を受けた自家用乗用車(登録車及び軽自動車)から適用する。
- ・ エコカー減税(自動車取得税・自動車重量税)の軽減割合等を見直す。政策インセンティブ機能の強化の観点から、自動車重量税のエコカー減税について、1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化する。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先